第５章　南海トラフ地震に関する対策

第１節　総則

第１項　南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ法」という。）第 3 条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、全県一体となった南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第２項　南海トラフ地震に関する対策の性質

１　「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、全県域を対象として、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

２　「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ特措法第６条の規定に基づく推進計画とする。

第３項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般災害対策計画編　第１章第３節「各機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第４項　南海トラフ地震防災対策推進地域

岐阜県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡（富加町）、可児郡の区域

第２節　活動体制

第１項　災害対策本部等の設置

町本部長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに富加町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第２項　災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、富加町災害対策本部条例に定めるところによる。

第３項　災害応急対策要員の参集

１　町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配置体制及び職員の参集計画を別に定めるものとする。詳細は、地震対策計画編　第１章第２節「活動体制」を準用する。

２　職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第３節　地震発生時の応急対策等

第１項　地震発生時の応急対策

１　情報の収集・伝達

（１）情報の収集・伝達における役割

地震対策計画編　第３章第６節「地震災害情報の収集･伝達」を準用する。

（２）地震や被害情報等の情報の収集・伝達については、（情報の種類に応じて）被災の状況により通常の情報伝達網が寸断されることを考慮し、次の経路・手段により行うものとする。詳細は、一般災害対策計画編　第３章第７節「通信の確保」を準用する。

（３）通信の途絶、交通の障害等により、町長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次のとおり順次で対応するものとする。

第１位　教育長　第２位　参事　　第３位　総務課長

２　生活関連施設対策

生活関連施設対策については、地震対策計画編　第３章第 28 節「公共施設の応急対策」を準用する。

３　施設の緊急点検・巡視

必要に応じて公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。詳細は、地震対策計画編　第３章第 28 節「公共施設の応急対策」を準用する。

４　二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。詳細は、地震対策計画編　第３章第８節「消防・救急・救助活動」を準用する。

５　救助・救急・消火・医療活動

救出及び救急は、地震対策計画編　第３章第８節「消防・救急・救助活動」を準用する。

医療救護は、一般災害対策計画編　第３章第 22 節「医療・救護活動」を準用する。

６　交通対策

交通対策については、一般災害対策計画編　第３章第６節「交通応急対策」を準用する。

７　物資調達

発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。詳細は、一般災害対策計画編　第３章第 19 節「生活必需品供給活動」を準用する。

８　緊急輸送活動

一般災害対策計画編　第３章第６節第２項「輸送手段の確保」を準用する。

９　防疫活動・保健衛生

防疫活動は、一般災害対策計画編　第３章第 26 節「防疫・食品衛生活動」を準用する。

保健衛生対策は、一般災害対策計画編　第３章第 27 節「保健活動・精神保健」を準用する。

第２項　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

（１）地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保を行う。

（２）町は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体に対し、応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

２　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（１）防災関係機関は、地震が発生した場合において、富加町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

（２）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第３項　他機関に対する応援要請

他機関に関する応援要請については、一般災害対策計画編　第３章第４節「自衛隊災害派遣要請」及び、一般災害対策計画編　第３章第５節「災害応援要請」を準用する。

第４項　帰宅困難者への対応

県は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、市町村、警察、消防、交通及び民間事業者等との連携の強化を図るものとする。

第５項　長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、県及び町は、国、大学、

研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

１　方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設について関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　実施内容

施設等の整備はおおむね五ヵ年を一つの期間の目途として行うものとし、具体的な施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

（１）建築物、構造物等の耐震化

（２）避難所等の整備

（３）避難路の整備

（４）消防用施設の整備等

（５）緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

（６）通信施設の整備

第５節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第１項　趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第２項　防災対応の基本的な考え方

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

町民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

町民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

町民等	日頃からの地震への再確認の例	・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認　など
	できるだけ安全な行動の例	・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない　など
企業	日頃からの地震への再確認の例	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認　など

第３項　南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、M7.0 以上M 8.0 未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

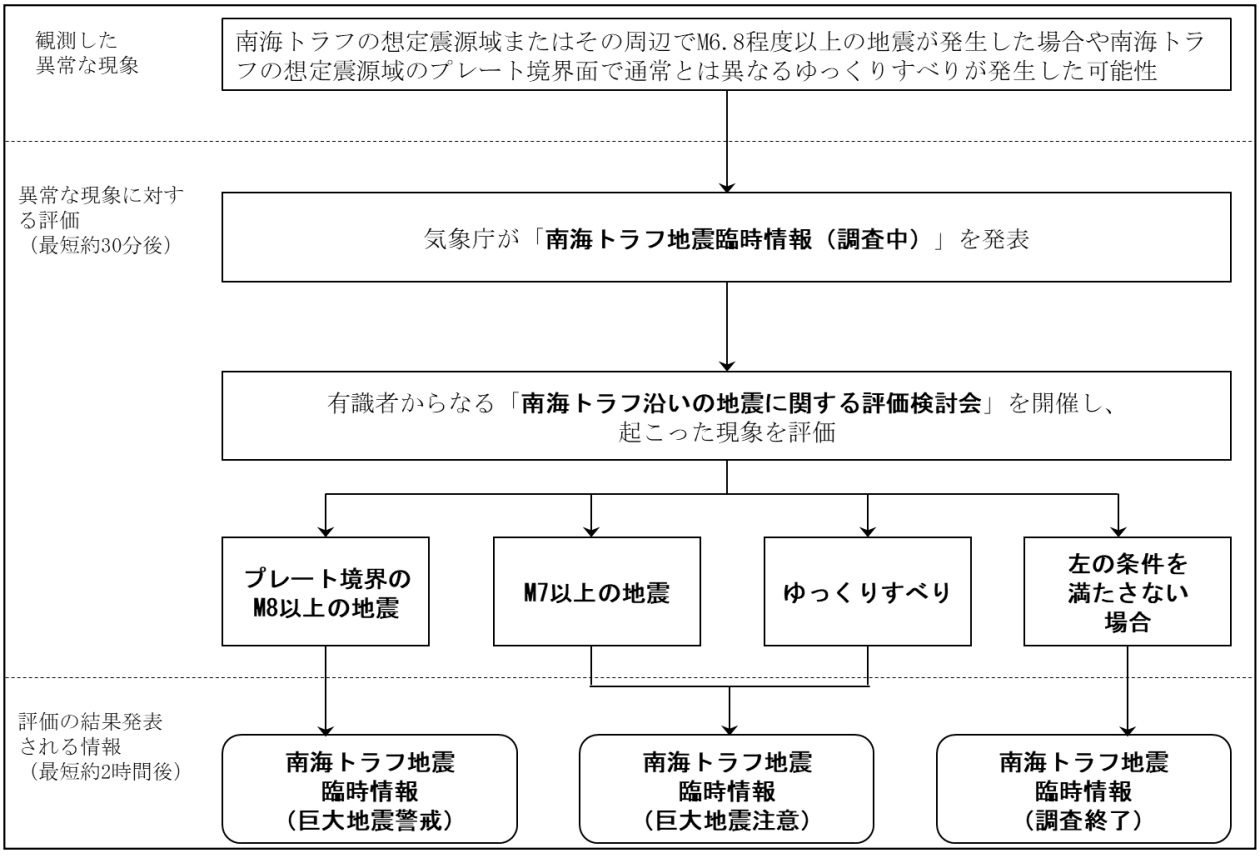

第４項　防災対応をとるべき期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

<table>
<tr><th></th><th>M8.0以上の地震</th><th>M7.0以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>○今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
2時間程度

1週間</td><td><u>巨大地震警戒</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等
○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施</td><td><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3"><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>2週間</td><td><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

○巨大地震警戒対応における情報の流れ

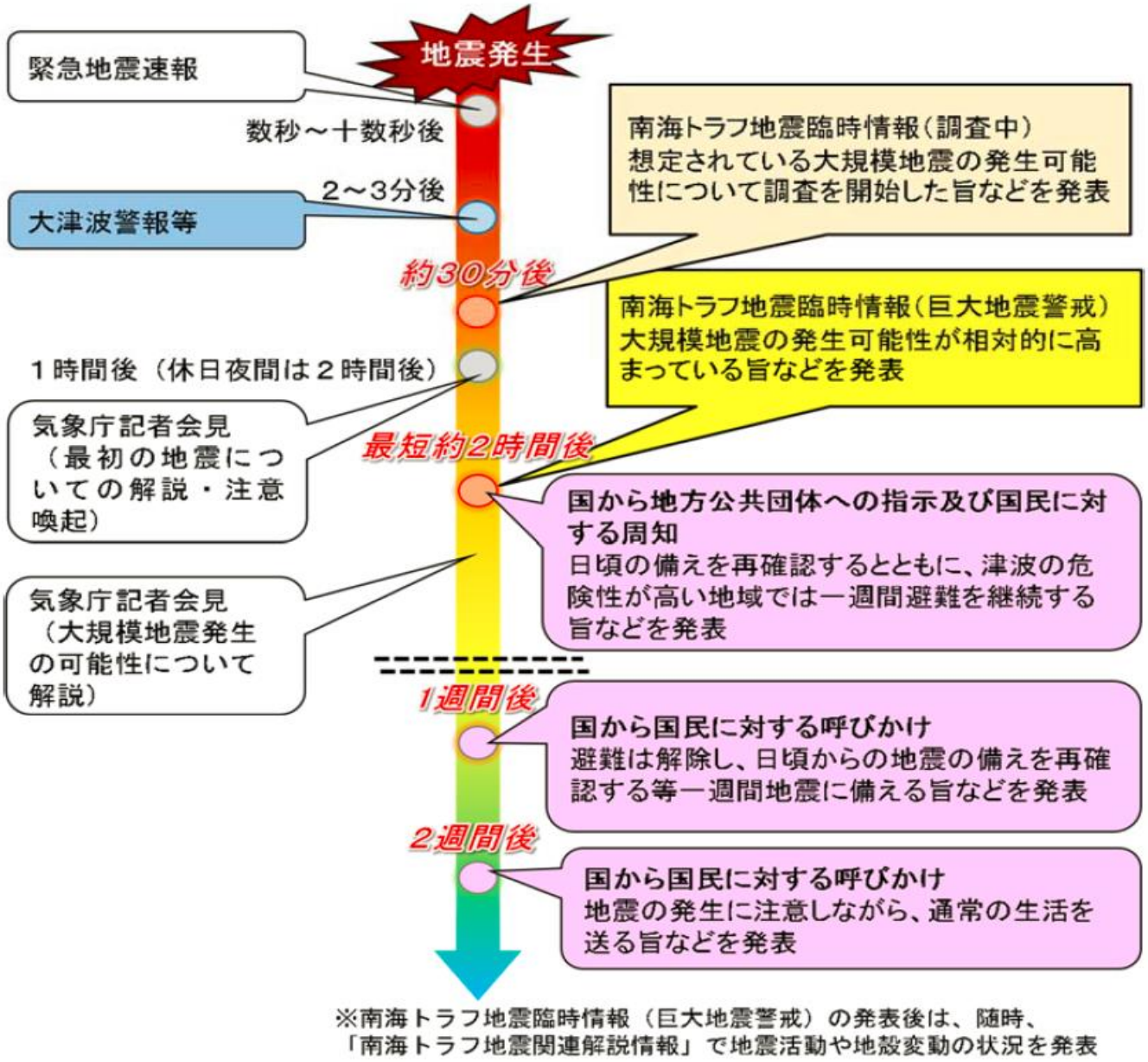

第６節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第１項　県及び町の体制

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

○県及び町の防災体制等

情報名	県の防災体制等	町の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、町及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	総務部は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	災害対策本部 ＜構成＞ 本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部員 ＜内容＞ ・本部長から町長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	災害対策本部 ＜構成＞ 本部長：町長 メンバー：全職員、全消防団員 ＜内容＞ ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	岐阜県災害警戒会議 ＜構成＞ トップ：危機管理部長 メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席 ＜内容＞ ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	町災害警戒会議（仮称） ＜構成＞ 本部長：町長 メンバー：総務部長又は班長、企画部長又は班長福祉保健部長又は班長、建設部長又は班長、教育部長又は班長、産業環境部長又は班長、住民部長又は班長、保育部長又は班長 ＜内容＞ ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	危機管理部は、庁内各部局、町、県事務所へ連絡し、情報を共有	防災担当部局は、関係部局と情報共有

※県支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

第２項　運営等

町は、町災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておくものとする。

第７節　南海トラフ地震臨時情報の伝達

１　方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、町民等に対して適時的確な広報を実施する。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　実施内容

（１）南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア　伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の町及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。

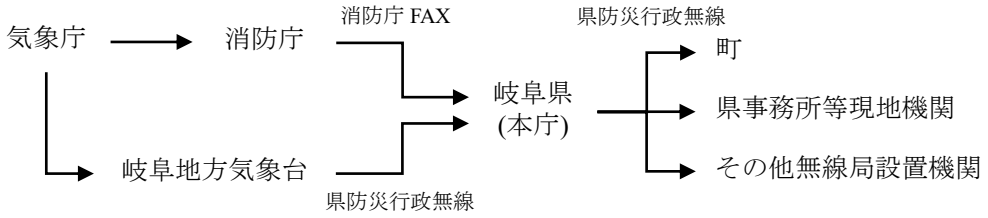

イ　町民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、ホームページ、ＳＮＳ等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主消防組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやメール、ＳＮＳ、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

ウ　町民等への伝達内容

町民等へ臨時情報を伝達する際には、町民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など町民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

推進地域外の町民等に対しても、臨時情報の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す町民等に対し、事前の避難の呼びかけ　など
	１週間後	・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す町民等に対し、事前の避難の呼びかけ　など
	２週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ　など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ　など
	１週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ　など

エ　問い合わせ窓口

町民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第８節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第１項　避難対策

１　方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない町民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記（１）、（２）を基本とし、町は災害リスクに応じ、１週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、町固有の災害リスクが存在する場合は、町民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

（１）急傾斜地等における土砂災害

土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の町民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の町民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

（２）耐震性の不足する住宅の倒壊

耐震性の不足する住宅に居住する町民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

事前の避難を促す町民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の町民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

４　避難先の確保、避難所の運営

町民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい町民等に対しては、町が避難所を確保するものとする。

県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアル等に関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について町民等へ周知するものとする。

（１）町民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
（２）知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること
（３）避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
（４）避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

５　学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第２項　関係機関のとるべき措置

１　方針

関係機関は、町民等の混乱防止や町民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、町民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、町の実施する消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。

（１）地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

（２）火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

（３）火災発生の防止、初期消火についての町民等への広報

（４）自主防災組織等の活動に対する指導

（５）施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

（６）気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

（７）地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

（８）水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・町や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

４　水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

５　電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきもの

であるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

6　ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

7　通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

8　交通

（1）道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、町民等に周知するものとする。

道路管理者等と調整のうえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

（2）鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

（3）滞留旅客等への対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第９節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

１　方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、町民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　実施内容

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、町民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第 10 節　防災訓練

１　方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との円滑な調整を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　防災訓練

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び町民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

４　訓練の検証

南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

５　訓練の助言及び指導要請

自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

６　その他

その他必要な事項は、地震対策計画編　第２章第３節「防災訓練」を準用する。

第 11 節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

１　方針

防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等の協力を得て、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

２　実施責任者

町	総務部、企画部
県	各部局、教育委員会

３　町職員に対する教育

職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

（１）南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（３）地震及び津波に関する一般的な知識

（４）南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（５）南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

（６）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（７）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

４　町民等に対する啓発

関係機関と協力して、町民等に対する啓発を実施し、必要に応じて県から助言を受ける。啓発方法は、広報紙、チラシ等で行い、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な啓発活動を行うものとする。

（1）南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
（2）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（3）地震及び津波に関する一般的な知識
（4）南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
（5）正確な情報の入手方法
（6）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（7）各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
（8）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
（9）町民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

５　相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。